

改正貸金業法完全施行後 最初の年末に向けた取組み

平成22年12月21日

金融庁

今年の年末は、改正貸金業法の完全施行後最初の年末となることから、依然として経済情勢が厳しいことから、新規借入・返済困難者が増加することも懸念される。そこで、年末を期限に実施している「あなたは大丈夫？キャンペーン」の一環として、借りられなくなった者がヤミ金融等の利用に至らないよう、以下の対策を実施。

(1) 自治体への協力要請

新規借入・返済が困難となった世帯が、ヤミ金融等を利用することとならないよう、各都道府県等に対して、以下の2点をマスメディアや自治会の回覧板等を通じて、広報するよう要請

- ① 各自治体の多重債務者相談窓口の周知を一層強化
- ② 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付や労働金庫等のセーフティネット貸付のほか、銀行・信用金庫・信用組合においても、カードローン等の消費者向け貸付を行っていることを広報

(注)併せて、消費者庁において実施中の「ストップ！クレジットカード現金化」キャンペーンを踏まえ、現金化の利用防止についても言及

(2) マスメディア等を通じた多重債務相談窓口の周知・広報

多重債務相談窓口の認知度を向上し、多重債務者の誘導を進めるため、以下により、マスメディアを通じた周知・広報を強化

① 政府広報の実施

年末に向けて、インターネットTV(政府広報)を通じて、金融担当大臣政務官より、多重債務者相談窓口の紹介と窓口利用を呼びかけ(12月17日より)

② イベント等を通じた周知・広報

12月6日に東京都主催・金融庁後援にて実施された「ヤミ金融被害防止合同防止キャンペーン」の街頭広報活動に、金融担当大臣政務官が参加し、ヤミ金融の利用防止と相談窓口の利用を呼びかけ

③ 財務局を通じた広報活動の強化

各財務局においても、地元のマスメディアに働きかけ、改正貸金業法の完全施行や多重債務問題を取り上げてもらい、多重債務者相談窓口の紹介と窓口利用の呼びかけを強化するよう要請(12月13日)

(3) 預金取扱金融機関に対する協力要請

預金取扱金融機関が、年末の物入りな時期における個人利用者の健全な資金需要に対応できるよう、「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」(12月6日)において、金融担当大臣より、各預金取扱金融機関に対して、事業者向けの貸出に加え、消費者向けの貸出についても配慮するよう、協力を要請